

橿原公苑敷地内工作物等解体・撤去請負工事仕様書

1 工事名

橿原公苑敷地内工作物等解体・撤去請負工事

2 業務場所（別紙位置図参照）

奈良県橿原市畝傍町 5 1 番 奈良県立橿原公苑 地内

3 業務期間

契約締結日から令和 7 年 9 月 30 日（火）まで

4 業務内容

橿原公苑の敷地内に存する以下の工作物等の除却及び撤去

（別紙「■橿原公苑 工作物等設置状況」参照）

プレハブ等倉庫 5 棟、

物置 4 棟

5 その他

- （1）業務に要する機材及び消耗品等はすべて受注者で用意するものとする。
- （2）業務の着手時期等については発注者の指示に従うこと。
- （3）業務を実施するに当たっては、近隣への配慮を行い、密に調整を行うこと。
- （4）業務を実施するに当たって、公道を使用する場合は、受注者において必要な手続を行うこと。
- （5）業務の実施は、原則平日の午前 9 時から午後 5 時に行うこと。ただし、特別の理由等により、土日、休日に業務を行う場合は、前々日までに施設管理者の承諾を得ること。
- （6）電気工事の実施時には、橿原公苑の電気主任技術者と協議して実施すること。
- （7）作業に当たっては、周辺施設、工作物等を損傷しないように注意深く行い、損傷の恐れがある場合は適切な処置を行うこと。また、施設利用者の安全には十分配慮すること。
- （8）交通規制が必要でない場合でも除却及び撤去により生じた発生材等の不測の飛散、落下等に備え監視者等を配置し、第三者災害への安全対策を行うこと。
- （9）建設業法、電気事業法、大気汚染防止法、石綿障害予防規則、建築基準法、騒音・振動規制法及びその他関係法令を遵守して工事を行うこと。
- （10）除却及び撤去により生じた発生材は廃棄物の処理及び清掃に関する法律や、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（以下、「建設リサイクル法」という）に基づき適正に処分すること。なお、敷地内で焼却、埋設等は一切認めない。
- （11）受注予定者は、請負契約前（契約書提出時）に、建設リサイクル法第 12 条第 1 項に基づく書面を提出しなければならない。書面の様式及び記入例については、下記ホームページを参照のこと。
（参考ホームページ URL：<http://www.pref.nara.jp/52881.htm>）
なお、本工事における[工作物の状況]および[搬出経路]は以下のとおりとする。

[工作物の状況]：築年数 木造及び金属造 不明

[搬出経路]：通学路の有無 有

- (12) 解体・撤去を行う箇所については石綿に関する事前調査を実施し、調査結果を発注者へ説明及び
掲示すること。又調査結果を「石綿事前調査結果報告システム」を用いて報告すること。
- (13) 工事用電力・水道
既存電気設備及び水道設備の利用は別途協議によります。
- (14) 仕様書に定めのない事項については、発注者・受注者双方協議の上、決定する。

6 提出書類

- (1) 完成通知書
- (2) 写真（施工前、施工中及び施工後を撮影すること。）
- (3) その他発注者が指示するもの